

居宅介護支援契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ホームケア株式会社
主たる事務所の所在地	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15 並木ビル401
代表者（職名・氏名）	代表取締役 池田 文江
設立年月日	平成 28年 3月 3日
電話番号	047-320-3710

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所 ホームケア本八幡	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15 並木ビル401	
電話番号	047-323-6165	
指定年月日・事業所番号	平成28年7月1日指定	1270804832
管理者の氏名	柴田 由香	
通常の事業の実施地域	市川市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

① インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

② アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

③ 居宅サービス原案の作成

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

⑤ 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族により文書による同意を受けて交付します。

⑥ モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談。結果を記録します。

⑦ 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した場合は速やかに居宅サービス計画の変更の為、上記②から⑤の実施をします。

⑧ 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、病院又は診療所に入院する必要がある場合には介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えるよう求めます。
- ・ サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時には利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、心身又は生活の状況から必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師に提供します。
- ・ 訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、又は必要な場合には利用者の同意を得て主治医又は歯科医師へ意見を求めます。居宅サービス計画を主治医へ交付します。
- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望を尊重し作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。
- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求める事が出来ます。
- ・ 必要に応じて障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。
- ・ ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、必要に応じて訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用実績の説明を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時45分から午後5時45分まで ただし、携帯電話にて24時間対応可能な体制を整えております。 緊急時 管理者業務携帯 080-3358-2990

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	職員数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	4人	1人	5人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

令和7年9月より特定事業所加算Ⅱを算定しております。

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以 外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数45件未満〉	要介護度1・2	11.620円	無料	11.620円
	要介護度3・4・5	15.097円		15.097円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3, 210円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院する際に、病院等の職員に入院当日中に必要な情報を提供した場合 （1月につき1回を限度）	2, 675円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院する際に、病院等の職員に入院後3日以内に必要な情報を提供した場合 （1月につき1回を限度）	2, 140円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	(カンファレンス参加有) 連携1回：6,420円 2回：8,025円 3回以上：9,630円 (カンファレンス参加なし) 連携1回：4,815円 2回以上：6,420円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	535円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合	2, 140円
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全</u> て満たした場合	5, 553円
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一</u> 部を満たした場合	4, 504円

特定事業所 加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3, 4 5 6 円
特定事業所加算 (A)	他事業所との連携により、一定の要件を満たした場合	1, 2 1 9 円
特定事業所医療 介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を算定し、病院との連携や看取りへの状況の要件を満たした場合	1. 3 3 7 円
ターミナル マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している場合 ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者_に提供した場合 	4, 2 8 0 円

【減算】 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 1 4 0 円

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険「全国訪問看護協会（居宅介護事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険）」の保証内容によりその損害を賠償します。

9. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号	047-323-6165
	面接場所	当事業所の相談室
	担当	管理者 柴田 由香

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	市川市福祉部 福祉政策課	電話番号 047-712-8548
	千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号 043-254-7428

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置、開催をします。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、養介護施設従事者等又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. ハラスメント防止対策について

事業者は、職員による利用者・養護者へのハラスメント及び、利用者・養護者によるハラスメント防止に向け、次の対策を行います。

- (1) 定期的にハラスメントについての研修を行います。
- (2) サービス実施及び訪問が困難と認められるときなどは、2人でのサービスの実施及び訪問を行う場合があります。
- (3) ハラスメントと受け取れる行為を利用者及び養護者等が行った場合は、速やかに保険者及び関係機関へ相談・報告します。
- (4) 利用者及び養護者等が、従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、契約を解約することができます。

1 3. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) サービス提供の際、職員は次の業務を行う事が出来ませんので、予めご了承ください。
 - ・各種支払いや金銭管理、金銭の貸借。
 - ・利用者もしくはその家族等からの金品や利益の授受。
 - ・宗教活動、政治活動、営利活動。